

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋 健太郎

被告 国

2023年12月22日

原告 八木橋 健太郎

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

証拠説明書(03)

甲号証の証拠説明は、次のとおりである。なお、略語等は、訴状及び準備書面の例による。

09	喜連川社会復帰促進センターにおける被収容者調髪実施細則(達示第37号 平成19年9月1日) (写1)
	2007.09.01
	施設長 室井 誠一
	施設の理髪に関する留意事項に係る達示の存在及び内容
10	被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令 (写1)
	2006.05.23
	法務大臣

	被収容者の保健衛生及び医療に関する留意事項に係る訓令の存在及び内容
11	行政文書開示請求について(求補正) (写1) 2023.11.08 東京矯正管区長 松村 憲一 施設における第138号開示請求の趣旨に該当する行政文書の保有状況
12	「受領 21.12.01 高野隆法律事務所」と押印がされた手紙 (写1) 2021.11.29 原告 施設が行った処遇について報告したい旨を伝えたこと
13	2021年12月8日付「ご連絡」と題する手紙 (写1) 2021.12.08 弁護士 小松 圭介 2022年1月に面会に行くこと及びその際に施設が行った処遇について相談にのる旨を伝えたこと
14	「受領 21.12.15 高野隆法律事務所」と押印がされた手紙(抄) (写1) 2021.12.13 原告 小松弁護士からの手紙(甲第13号証)に対して了解した旨を伝えたこと
15	「受領 22.1.07 高野隆法律事務所」と押印がされた手

	紙(抄)	(写1)
	2022.01.05	
	原告	
	施設が行った処遇について伝えたこと及びその内容等	
16	2022年1月13日付「ご連絡」と題する手紙	(写1)
	2022.01.13	
	弁護士 小松圭介	
	施設が行った処遇について記載した資料(甲第15号証)の写しを返送したこと及び面会の日付を伝えたこと	
17	2022年1月20日付「ご連絡」と題する手紙	(写1)
	2022.01.20	
	同上	
	2022年1月19日に面会を行ったこと及び施設の行った処遇について相談したこと	
18	「受領 22.1.31 高野隆法律事務所」と押印がされた手紙	(写1)
	2022.01.24	
	原告	
	2022年1月19日の面会における小松弁護士の指示にしたがい施設が行った処遇について伝えたこと及びその内容等	
19	「受領 22.3.18 高野隆法律事務所」と押印がされた手紙	(写1)
	2022.03.15	
	同上	
	本件有形力行使を受けた事実を伝えたこと及びその内容等	

